

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について（答申）

西東京市保健福祉審議会

会長 須 加 美 明

平成 28 年 10 月 13 日付 28 西健高第 4752 号による諮問について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について

2 答申事項

本市が行っているトレーニングマシンを用いて行う事業には、一般介護予防事業として行うものと、以前から継続している介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）がある。介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）については、当面の間、利用者に負担を求めず、事業を継続することが妥当である。

3 答申理由

現在、市が行う介護予防事業のうち無料としているものは、福社会館を拠点として行われている事業（トレーニングマシン一般開放）のほか、健康体操教室、はつらつサロン（閉じこもり傾向な高齢者を対象）がある。

トレーニングマシンを用いる一般介護予防事業では利用料金を徴収しているが、これは事前と事後に測定を行い、専門スタッフの指導をうける事業であり目的が異なる。一方（トレーニングマシン一般開放）の目的は、高齢者の健康づくり・介護予防の動機付けを目標に掲げており、介護予防の必要性を周知すると共に、当面の間、利用者に負担を求めず継続すべきと考える。

4 附帯意見

今後については、地域包括ケアシステムの構築を進めて行く中、フレイル（虚弱）予防の観点など総合的に検証し、利用者負担をどのように位置づけるか検討することが妥当である。